

昭和38年 5月31日 条例第17号

改正

昭和47年10月30日 条例第48号
昭和51年 7月15日 条例第21号
昭和56年 3月24日 条例第11号
昭和61年 3月22日 条例第14号
平成元年 3月24日 条例第21号
平成 3年 3月20日 条例第16号
平成 8年 3月26日 条例第13号
平成 9年 3月25日 条例第20号
平成11年12月27日 条例第65号
平成12年 3月28日 条例第50号
平成13年 3月27日 条例第23号
平成14年 3月29日 条例第22号
平成17年12月27日 条例第104号
平成21年 3月27日 条例第33号
平成21年10月23日 条例第68号
平成21年12月15日 条例第84号
平成23年 3月23日 条例第 9号
平成25年 3月29日 条例第44号
平成26年 3月25日 条例第42号
令和 2年 3月27日 条例第19号
令和 2年10月20日 条例第47号
令和 4年10月21日 条例第34号
令和 6年 3月26日 条例第29号

高知県漁港管理条例をここに公布する。

高知県漁港管理条例

(趣旨)

第1条 この条例は、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）第34条第1項の規定に基づき、県が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（漁港施設の維持管理等）

第2条 知事は、県が管理する漁港施設（以下「甲種漁港施設」という。）のうち基本施設（法第3条第1号の基本施設をいう。次条第1項において同じ。）、輸送施設（法第3条第2号イの輸送施設をいう。第7条において同じ。）及び漁港施設用地（法第3条第2号ハの漁港施設用地をいう。別表第1において同じ。）（公共施設用地に限る。）について、毎年度その維持運営計画を定めるものとする。

2 知事は、甲種漁港施設以外の漁港施設（次項において「乙種漁港施設」という。）の維持運営に関し必要があると認めるときは、当該施設の所有者又は占有者に対し、その維持運営に関する資料の提出を求め、又は必要な事項を勧告することができる。

3 知事は、甲種漁港施設の維持運営計画を定めようとするとき又は前項の規定により乙種漁港施設の所有者若しくは占有者に対して重要な勧告をしようとするときは、あらかじめ当該漁港の漁港管理会（法第27条に規定する漁港管理会をいう。）の意見を聴かなければならない。

（漁港の保全）

第3条 何人も、漁港の区域内においては、みだりに漁港施設（基本施設を除く。）を損傷し、又は汚損する行為その他漁港の機能を妨げる行為をしてはならない。

2 第38条に規定する場合を除き、甲種漁港施設を滅失し、損傷し、又は汚損した者は、直ちに知事に届け出るとともに、当該滅失、損傷又は汚損がその者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、知事の指示に従い、これを原状に回復し、又はその滅失、損傷若しくは汚損によって生じた損害を賠償しなければならない。

（危険物等についての制限）

第4条 爆発物その他の危険物（当該船舶の使用に供するものを除く。）又は衛生上有害であると認められるもの（以下この条において「危険物等」という。）を積載した船舶は、知事が指示した場所でなければ停泊、停留又は係留（第10条において「停係泊」という。）をしてはならない。

2 危険物等の荷役をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

3 知事は、前項の許可を受けようとする者から申請があった場合は、当該危険物等の荷役が漁港の安全の維持に支障を与えるものでない限り、当該許可をしなければならない。

4 危険物等の種類は、規則で定める。

(漂流物の除去命令)

第5条 漁港の区域内の水域における漂流物が漁港の利用を著しく阻害するおそれがあるときは、知事は、当該物件の所有者又は占有者に対し、その除去を命ずることができる。

(指定区域における利用の調整)

第6条 知事は、甲種漁港施設の一部を陸揚げ及び出漁準備のための区域として指定することができる。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定により指定をした区域（以下この条において「指定区域」という。）において漁獲物、漁具、漁業用資材又はその他の貨物（次項において「漁獲物等」という。）の陸揚げ又は船積みを行う者に対し、陸揚げ又は船積みを行う場所又は時間その他の事項について、必要な指示をすることができる。
- 3 指定区域において漁獲物等の陸揚げ又は船積みが終わった船舶は、速やかに指定区域外に移動しなければならない。ただし、当該指定区域の利用上支障がないと認めて知事が許可した場合は、この限りでない。
- 4 指定区域を利用した者は、当該陸揚げ又は船積みを行った場所を利用した都度直ちに清掃しなければならない。

(使用の届出)

第7条 航路を除く甲種漁港施設（当該甲種漁港施設のうち、輸送施設及び漁港環境整備施設（法第3条第2号カの漁港環境整備施設をいう。）については、知事が告示により指定するものに限る。）を当該施設の目的（同条各号に区分された漁港施設の目的をいう。次条第1項第2号において同じ。）に従い使用しようとする者（同条第1項及び第11条第1項の許可を受けた者を除く。）は、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。

(使用の許可)

第8条 次に掲げる者は、知事の許可を受けなければならない。

- (1) 甲種漁港施設のうち知事が告示により指定する施設を使用しようとする者
 - (2) 甲種漁港施設を当該施設の目的以外の目的に使用しようとする者
- 2 知事は、前項の許可に甲種漁港施設の使用上必要な条件を付することができる。

(使用の期間)

第9条 前条第1項の規定により使用を許可する期間は、1年以内とする。ただし、知事が特別の必要があると認めたときは、この限りでない。

(漁船以外の船舶についての制限)

第10条 漁船以外の船舶（官公庁船及び規則で定める船舶を除く。別表第1において同じ。）を規則で定める漁港の区域内に停係泊をし、又は甲種漁港施設に陸置きしようとする者は、第8条第1項第1号の規定により知事が指定する施設を使用しなければならない。

（占用の許可等）

第11条 甲種漁港施設（法第3条第1号ハの水域施設を除く。）を占用し、又は当該漁港施設に工作物を建設し、若しくは改築し、若しくは増築しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の許可に甲種漁港施設の利用上必要な条件を付することができる。

3 第1項の許可を受けた者は、当該許可の期間が満了したとき又は占用の廃止をしたときは、直ちに既設の工作物を撤去し、当該場所を原状に回復しなければならない。

（占用の期間）

第12条 前条第1項の規定により占用を許可する期間は、10年以内とする。ただし、知事が特別の必要があると認めるときは、この限りでない。

（権利の譲渡等の禁止）

第13条 この条例の規定による許可により生ずる権利は、他人に譲渡し、担保に供し、又は転貸してはならない。

（使用料等）

第14条 第7条の規定による使用の届出をした者、第8条第1項の使用の許可を受けた者若しくは第11条第1項の占用の許可を受けた者又は法第39条第1項（高知県漁港区域内における行為の規制に関する条例（平成11年高知県条例第49号）に定めるものを含む。以下同じ。）の占用若しくは土砂採取の許可を受けた者若しくは法第43条第1項の実施計画の認定を受けた者（法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）は、別表第1又は別表第2に定める使用料、占用料又は土砂採取料（消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるものを除くものにあつては、当該使用料、占用料又は土砂採取料の額に同法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該使用料、占用料又は土砂採取料の額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、別表第1備考又は別表第2の1の表備考（同表の2の表備考において準用する場合を含む。）の1件の届出、許可又は認定に係る使

用料、占用料又は土砂採取料の合計額の端数処理に関する規定は、当該加えて得た額について適用する。)を県に納付しなければならない。ただし、法第39条第1項の許可に係る水面又は土地が私有に属する場合は、この限りでない。

- 2 前項の使用料、占用料又は土砂採取料は、当該届出、許可又は認定の際にその全額を徴収する。ただし、当該使用の届出、使用若しくは占用の許可又は実施計画の認定に係る期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の使用料又は占用料は、毎年度、当該年度分をその年度の初めに徴収することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、知事が特に認めた使用料については、知事が別に定める方法により、その使用後において徴収することができる。
- 4 漁港施設及びその利用の程度により、当該施設の存する地域を1級地、2級地及び3級地に区分し、当該地域の等級は、知事が指定する。

(使用料等の減免及び還付)

第15条 知事は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料、占用料又は土砂採取料を減額し、又は免除することができる。

- 2 既に納付した使用料、占用料又は土砂採取料は、還付しない。ただし、天災地変その他やむを得ない理由があると知事が認めるときは、使用料、占用料又は土砂採取料の一部又は全部を還付することができる。
- 3 前項ただし書の規定に基づく場合のほか、別表第1の2に定める使用料にあつては、第8条第1項の使用の許可を受けた者が当該許可の期間が満了する前にその使用を廃止したときは、当該使用料の一部又は全部を還付することができる。

(入出港の届出)

第16条 船舶は、知事が指定する漁港に入港したとき又は当該漁港を出港しようとするときは、速やかに知事に届け出なければならない。ただし、5トン未満の漁船若しくは船舶又は監視船、警備船その他公務に従事する船舶については、この限りでない。

(監督処分)

第17条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その許可を取り消し、若しくはその許可に付した条件を変更し、又はその行為の中止、既に設置した工作物の改廃、移転若しくは除去、当該工作物により生ずべき漁港の保全上若しくは利用上の障害を予防するために必要な施設の設置若しくは原状の回復を命ずることができる。

- (1) 第8条第1項又は第11条第1項の規定に違反した者

- (2) 第8条第2項又は第11条第2項の規定に基づく許可の条件に違反した者
- (3) 詐欺その他不正の手段により第8条第1項又は第11条第1項の許可を受けた者
- (4) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。第24条第1項第4号において同じ。）の活動に利用すると認められる者
(公益上の必要による許可の取消し等及び損失補償)

第18条 知事は、特定漁港漁場整備事業その他漁港に関する工事の施行又は漁港の維持管理のために特に必要があると認めるときは、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前条に規定する処分をし、又は必要な措置を命ずることができる。

- 2 前項の規定による処分又は命令によって生じた損失については、県は、損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償するものとする。

(漁港管理会)

第19条 法第27条第1項の規定に基づき、室戸岬漁港管理会、宇佐漁港管理会、佐賀漁港管理会及び清水漁港管理会を置く。

- 2 各漁港管理会は、委員12人以内で組織する。
- 3 委員は、漁港に関し十分な知識及び経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 各漁港管理会に会長を置き、委員の互選によって定める。
- 7 会長は、会務を総理し、当該漁港管理会を代表する。
- 8 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名した委員が、その職務を代理する。
- 9 漁港管理会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。
- 10 会議の議長は、会長が当たる。
- 11 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。
- 12 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 第2項から前項までに定めるもののほか、漁港管理会の運営に関し必要な事項は、会長が当該漁港管理会に諮って定める。

(指定管理者による管理)

第20条 甲種漁港施設のうち別表第3に定める漁港施設（以下「指定管理漁港施設」という。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

（利用の許可等）

第21条 前条の規定により指定管理者が指定管理漁港施設の管理を行うときは、第8条第1項の規定にかかわらず、当該指定管理漁港施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可に指定管理漁港施設の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

（利用の期間）

第22条 前条第1項の規定により指定管理漁港施設の利用を許可する期間は、1年以内とする。ただし、指定管理者が特別の必要があると認めたときは、この限りでない。

（利用者の責務）

第23条 第21条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定並びに指定管理者及びその命を受けた者の指示に従わなければならない。

（利用の許可の取消し等）

第24条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第21条第1項の許可を取り消し、指定管理漁港施設の利用を停止させ、又は同条第2項の規定に基づく許可の条件を変更することができる。

- （1）利用者が第21条第1項後段又は前条の規定に違反したとき。
- （2）利用者が第21条第2項の規定に基づく許可の条件に違反したとき。
- （3）利用者が詐欺その他不正の手段により第21条第1項の許可を受けたとき。
- （4）暴力団の活動に利用されると認めるとき。
- （5）前各号に掲げる場合のほか、指定管理漁港施設の管理上特に必要があると認めるとき。

2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者は、賠償責任を負わない。ただし、同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく処分をした場合であつて、当該処分が指定管理者の都合によるときは、この限りでない。

（利用料金の納付）

第25条 利用者は、第27条の規定により定められた指定管理漁港施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金は、当該許可の際にその全額を納付しなければならない。ただし、当該許可の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の利用料金は、毎年度、当該年度分をその年度の初めに納付させることができる。

3 前項の規定にかかわらず、指定管理者があらかじめ知事の承認を得た利用料金については、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める方法により、その利用後において納付させることができる。

(利用料金の収受)

第26条 指定管理者は、利用者が納付する利用料金を当該指定管理者の収入として収受するものとする。

(利用料金の承認)

第27条 利用料金の額は、別表第1の2に定める計算単位当たりの使用料の額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該計算単位当たりの使用料の額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

(利用料金の減免)

第28条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定める要件に該当すると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第29条 指定管理者が既に収入として収受した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める要件に該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者が行う業務)

第30条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第21条に規定する利用の許可等、第22条ただし書の規定に基づく利用の期間の伸長、第24条に規定する利用の許可の取消し等その他の利用の許可に関する業務
- (2) 第26条に規定する利用料金の収受、第28条に規定する利用料金の減免、前条に規定する利用料金の還付その他の利用料金の徴収に関する業務
- (3) 指定管理漁港施設の施設、設備等の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理漁港施設の適正な運営のために知事が必要があると認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第31条 第20条に規定する指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について知事に申請しなければならない。

(1) 前条各号に掲げる業務（以下「業務」という。）に係る事業計画書

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が特に必要なものとして規則で定める書類

(指定管理者の指定等)

第32条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するものうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

(1) 前条第1号の事業計画書（以下この項において「事業計画書」という。）による指定管理漁港施設の管理が当該指定管理漁港施設の公平な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画書の内容が指定管理漁港施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有しており、又は確保することができるものであること。

2 指定管理者は、その名称、主たる事業所の所在地その他規則で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第33条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、第35条第1項の規定に基づき指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 業務の実施状況及び利用者の利用状況

(2) 利用料金の徴収の実績

(3) 業務に係る経費等の収支状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による指定管理漁港施設の管理の実態を把握するために知事が必要があると認めるもの

(業務報告の聴取等)

第34条 知事は、指定管理漁港施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、業務及びその経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第35条 知事は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、県は、賠償責任を負わない。

(指定等の告示)

第36条 知事は、次に掲げる場合には、その旨を告示するものとする。

- (1) 第32条第1項の規定による指定をしたとき。
- (2) 第32条第2項の規定による名称又は主たる事務所の所在地の変更に係る届出があったとき。
- (3) 前条第1項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(原状回復義務)

第37条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第35条第1項の規定に基づき指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった指定管理漁港施設の施設、設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第38条 指定管理者又は利用者は、故意又は過失により指定管理漁港施設の施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を知事の認定に基づき賠償しなければならない。

(秘密保持義務)

第39条 指定管理者又は業務に従事している者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条及び第67条の規定によるほか、同法の規定を遵守し、個人情報を保護するとともに、業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は業務に従事している者がその職務を退いた後においても、同様とする。

(緊急措置)

第40条 知事は、指定管理者が天災その他の事由により業務の全部又は一部を実施することが困難となった場合において、緊急の必要があると認めたときは、当該業務の全部又は一部を当該指定管理者に代わって行うことができる。

(過料)

第41条 次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。

- (1) 第4条第1項又は第2項の規定に違反した者
- (2) 第5条の規定による知事の命令に従わない者
- (3) 第6条第3項、第7条、第8条第1項、第10条、第11条第1項若しくは第3項又は第13条の規定に違反した者
- (4) 第17条又は第18条第1項の規定による知事の命令に従わない者

第42条 詐欺その他不正の行為により使用料又は占用料（法第39条第1項の許可に係る占用料を除く。）の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

(過怠金)

第43条 法第39条の5第2項の規定に基づき、知事は、詐欺その他不正の行為により法第39条第1項の許可に係る占用料又は土砂採取料の徴収を免れた者から、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を徴収する。

(委任)

第44条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

(経過規定)

- 2 第13条の規定にかかわらず、漁船については、当分の間、第三種漁港以外の漁港におけるけい留施設の使用料を徴収しない。

付 則（昭和47年10月30日条例第48号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年7月15日条例第21号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和51年8月1日から施行する。（後略）

7 昭和51年7月31日において、現に第3条の規定による改正前の高知県立郷土文化会館の設置及び管理に関する条例の規定による許可を受けている者の当該許可に係る使用料については、なお、従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に使用料について特別の定めのある場合は、当該付款の定めるところによる。

8 前項の規定は、次の各号に掲げる条例のこの条例による改正前の規定に係る許可を受けている者の当該許可に係る使用料又は占用料について準用する。（後略）

(1)～(4) (略)

(5) 高知県漁港管理条例

(6)・(7) (略)

附 則（昭和56年3月24日条例第11号抄）

（施行期日）

1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。（後略）

3 昭和56年3月31日において、現に第3条の規定による改正前の高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の規定による許可を受けている者の当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に使用料について特別の定めのある場合は、当該付款の定めるところによる。

4 前項の規定は、次の各号に掲げる条例のこの条例による改正前の規定に係る許可を受けている者の当該許可に係る使用料又は占用料について準用する。（後略）

(1)～(6) (略)

(7) 高知県漁港管理条例

(8)・(9) (略)

附 則（昭和61年3月22日条例第14号抄）

（施行期日）

1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。（後略）

5 昭和61年3月31日において、現に第5条の規定による改正前の高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の規定による許可を受けている者の当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に使用料について特別の定めのある場合は、当該付款の定めるところによる。

6 前項の規定は、次の各号に掲げる条例のこの条例による改正前の規定に係る許可を受けている者の当該許可に係る使用料又は占用料について準用する。（後略）

(1)～(3) (略)

(4) 高知県漁港管理条例

(5) (略)

附 則 (平成元年 3 月 24 日 条例第 21 号 抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。(後略)

3 平成元年 3 月 31 日において、現に第 3 条の規定による改正前の県民体育館の設置及び管理に関する条例の規定による許可を受けている者の当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に使用料について特別の定めのある場合は、当該付款の定めるところによる。

4 前項の規定は、次の各号に掲げる条例のこの条例による改正前の規定に係る許可を受けている者の当該許可に係る使用料又は占用料について準用する。(後略)

(1) (略)

(2) 高知県漁港管理条例

(3)～(5) (略)

附 則 (平成 3 年 3 月 20 日 条例第 16 号 抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。(後略)

附 則 (平成 8 年 3 月 26 日 条例第 13 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成 9 年 3 月 25 日 条例第 20 号)

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 11 年 12 月 27 日 条例第 65 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(高知県収入証紙条例の一部改正)

2 高知県収入証紙条例 (昭和 39 年 高知県 条例第 1 号) の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成12年 3 月28日 条例第50号)

この条例は、平成12年 6 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の 1 の表の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成13年 3 月27日 条例第23号)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に漁港法の一部を改正する法律 (平成12年法律第78号) による改正前の漁港法 (昭和25年法律第137号) 第28条第 4 項の規定により漁港管理会の委員に任命されている者は、この条例による改正後の高知県漁港管理条例 (次項において「新条例」という。) 第17条の 2 第 3 項の規定によりそれぞれ当該漁港管理会の委員に任命されたものとみなす。

3 新条例第17条の 2 第 9 項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に開かれる漁港管理会の会議は、知事が招集する。

附 則 (平成14年 3 月29日 条例第22号)

この条例は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成17年12月27日 条例第104号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年 1 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の 2 の改正規定 (同表の表に係る部分に限る。) は、同年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年 1 月 1 日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年 3 月27日 条例第33号)

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成21年10月23日 条例第68号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項及び附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の高知県漁港管理条例（以下「改正後の条例」という。）第20条に規定する指定管理者の指定及び当該指定に関し必要なその他の行為並びに改正後の条例第27条の規定による利用料金の承認等は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても、改正後の条例第31条、第32条及び第36条並びに第27条から第29条までの規定の例により行うことができる。

3 前項の規定に基づき指定管理者の指定及び当該指定に関し必要なその他の行為並びに利用料金の承認等が行われた後においては、当該指定管理者は、施行日前においても、改正後の条例第21条に規定する利用の許可等及び改正後の条例第26条に規定する利用料金の收受等について、改正後の条例第21条から第26条まで、第28条及び第29条の規定の例により行うことができる。

（高知県収入証紙条例の一部改正）

4 高知県収入証紙条例（昭和39年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成21年12月15日条例第84号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月23日条例第9号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日条例第44号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

（経過措置）

2 第2条の規定による改正後の高知県漁港管理条例、第3条の規定による改正後の高知県公共用財産管理条例、第4条の規定による改正後の高知県河川流水占用料等徴収条例、第9条の規定による改正後の高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例及び第10条の規定による改正後の高知県海岸管理条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける者の当該許可に係る使用料等について適用し、同日前に許可を受けた者の当該許可に係る使用料等については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に使用料等について特別の定めのある場合は、当該付款の定めるところによる。

附 則（平成26年3月25日条例第42号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高知県漁港管理条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用を届け出、又は許可を受ける者の当該届出又は許可に係る使用料等について適用し、同日前に使用を届け出、又は許可を受けた者の当該届出又は許可に係る使用料等については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に使用料等について特別の定めのある場合は、当該付款の定めるところによる。

附 則（令和2年3月27日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の高知県漁港管理条例及び第2条の規定による改正後の高知県漁港区域内における行為の規制に関する条例の規定は、漁港施設の占用又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地における行為に係る許可（更新の許可を含む。）の期間が令和2年4月1日以後に開始するものについて適用する。

附 則（令和2年10月20日条例第47号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、規則で定める日から施行する。（令和3年6月規則第38号で、同3年7月1日から施行）

附 則（令和4年10月21日条例第34号抄）

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月26日条例第29号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第14条、第15条、第27条関係）

1 漁港施設（第8条第1項第1号の規定により知事が指定する施設を除く。）の使用料

漁港施設名	使用の目的	計算単位	計算単位当たりの使用料			
			基準	1級地	2級地	3級地
係留施設（岸壁、棧橋及び物揚場）	船舶の係留	1隻の総トン数が5トンまでのもの	24時間	70円	50円	30円
		1隻の総トン数が5トンを超え20トンまでのもの	24時間	150円	120円	90円

		1 隻の総トン数が20トンを超え50トンまでのもの	24時間	510円	410円	310円
		1 隻の総トン数が50トンを超え100トンまでのもの	24時間	1,120円	900円	670円
		1 隻の総トン数が100トンを超え200トンまでのもの	24時間	1,600円	1,280円	960円
		1 隻の総トン数が200トンを超え400トンまでのもの	24時間	2,240円	1,790円	1,340円
		1 隻の総トン数が400トンを超えるもの	24時間	2,240円に1トンを増すまでごとに10円を加算した額	1,790円に1トンを増すまでごとに8円を加算した額	1,340円に1トンを増すまでごとに6円を加算した額
荷さばき地	物品の一時置場	10平方メートル	日額	14円	11円	8円
荷さばき地(上屋付き)	物品の一時置場	1区画	日額	—	4,000円	—
野積場	物品の一時置場	10平方メートル	日額	7円	6円	4円
その他の漁港施設及び漁港	物品の一時置場	10平方メートル	日額	4円	3円	2円

施設用地						
------	--	--	--	--	--	--

2 漁港施設（第8条第1項第1号の規定により知事が指定する施設に限る。）の使用料

漁港施設名		使用の目的	計算単位	計算単位当たりの使用料			
				基準	1級地、2級地及び3級地		
係留施設	係船環A	漁船以外の船舶の係留	1隻の船長が6メートル未満のもの	月額	2,800円		
			1隻の船長が6メートル以上のもの	月額	3,400円		
	係船環B		1隻の船長が6メートル未満のもの	月額	1,800円		
			1隻の船長が6メートル以上のもの	月額	2,200円		
	係船環C		1隻の船長が6メートル未満のもの	月額	500円		
			1隻の船長が6メートル以上のもの	月額	600円		
	浮き棧橋		1隻の船長が6メートル未満のもの	月額	3,800円		
			1隻の船長が6メートル以上のもの	月額	4,400円		
	船舶保管施設		漁船以外の船舶の陸置き	1隻の船長1フィート	月額	650円	
	製氷貯氷施設		給氷	50キログラム	1回当たり	500円	

3 漁港施設の占用料

(1) 野積場の占用料

占用の目的	計算単位	計算単位当たりの占用料				備考
		基準	1級地	2級地	3級地	

				円	円	円	
法第3条第2号の機能施設		1平方メートル	月額	60	45	35	
法第3条第2号の機能施設に類する施設		1平方メートル	月額	75	60	45	
軌条の設置		1メートル	月額	35	25	20	
起重機の設置		1平方メートル	月額	35	25	20	行動範囲をもって平面積とする。
管類の設置		1メートル	年額	60	60	60	外径が30センチメートルを超えるものについては、左の額に30センチメートルを超える外径が30センチメートルを増すまでごとに60円を加算する。
電柱類の設置	電柱その他の柱類	1本	年額	300	240	180	支柱及び支線はそれぞれ電柱1本と、H柱は電柱2本として計算する。
	鉄塔	1平方メートル	年額	170	130	100	
広告物類の設置	標識類	1本	月額	60	45	35	
	看板及び広告板	板面 1平方メートル	年額	1,000	800	600	
	旗、のぼり類	1本	月額	35	35	35	
上空占用	電線類	単線	1メートル	年額	20	20	20
		複線	1メートル	年額	40	40	40
	その他の工作物	1平方メートル	年額	70	70	70	
その他の工作物		1平方メートル	年額	75	60	45	

	トル					
--	----	--	--	--	--	--

(2) 岸壁、栈橋及び物揚場の占用料

(1)に掲げる野積場の占用料の額の2倍の額とする。

(3) (1)及び(2)に掲げる漁港施設以外の漁港施設及び漁港施設用地の占用料

(1)に掲げる野積場の占用料の額の2分の1の額とする。

備考

- 1 計算単位当たりの使用料の基準を24時間で定めたもので、使用時間が24時間未満のもの又は使用時間に24時間未満の端数のあるものは、当該使用時間又は当該端数を24時間として計算する。ただし、使用時間が4時間未満の場合又は使用時間に24時間未満の端数があり、その端数が4時間未満の場合は、当該使用時間又は当該端数に係るものは、当該使用料の額の2分の1に相当する額とする。
- 2 計算単位当たりの使用料の基準を日額で定めたもので、使用期間が1日未満のもの又は使用期間に1日未満の端数のあるものは、当該使用期間又は当該端数を1日として計算する。
- 3 計算単位当たりの使用料の基準又は計算単位当たりの占用料の基準を月額で定めたものにおける期間の計算は、民法（明治29年法律第89号）第143条の規定によるものとし、1月未満の端数のあるものは、当該端数を1月として計算する。
- 4 計算単位当たりの占用料の基準を年額で定めたもので、占用期間が1年未満のもの又は占用期間に1年未満の端数のあるものは、月割計算によるものとする。この場合における期間の計算は、民法第143条の規定によるものとし、1月未満の端数のあるものは、当該端数を1月として計算する。
- 5 使用若しくは占用の面積又は使用若しくは占用の延長で、1平方メートル、10平方メートル若しくは1メートル未満であるもの又は1平方メートル、10平方メートル若しくは1メートル未満の端数のあるものは、当該面積若しくは当該延長又は当該端数をそれぞれ1平方メートル、10平方メートル又は1メートルとして計算する。
- 6 1隻の船長で、1フィート未満であるもの又は1フィート未満の端数のあるものは、当該船長又は当該端数を1フィートとして計算する。
- 7 1回当たりの使用量で、50キログラム未満であるもの又は50キログラムの端数のあるものは、当該使用量又は当該端数を50キログラムとして計算する。

- 8 1件の届出又は許可に係る使用料又は占用料の合計額が100円未満の場合は、100円とする。
ただし、計算単位当たりの使用料の基準を24時間で定めたものにあつては、1件の届出又は許可に係る使用料の合計額が50円未満の場合は、50円とする。
- 9 1件の届出又は許可に係る使用料又は占用料の合計額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を10円に切り上げる。

別表第2（第14条関係）

1 法第39条第1項の許可及び法第43条第1項の認定に係る占用料

占用の目的	計算単位	計算単位当たりの占用料		摘要		
		基準	料金			
栈橋の設置	1平方メートル	年額	150円			
管類の設置	1メートル	年額	60円	外径が30センチメートルを超えるものについては、左の額に30センチメートルを超える外径が30センチメートルを増すまでごとに60円を加算する。		
法第3条第2号の機能施設	1平方メートル	年額	150円			
法第3条第2号の機能施設に類する施設	1平方メートル	年額	200円			
電柱類の設置	電柱その他の柱類	1本	年額	300円	支柱及び支線はそれぞれ電柱1本と、H柱は電柱2本として計算する。	
	鉄塔	1平方メートル	年額	170円		
上空占用	電線類	単線	1メートル	年額	20円	索道類は、複線として計算する。

	複線	1メートル	年額	40円	
	その他の工作物	1平方メートル	年額	70円	
広告物類の設置		1平方メートル	年額	880円	
機械類の設置		1平方メートル	年額	150円	行動範囲をもって平面積とする。
船渠(きよ)		1平方メートル	年額	70円	
貯木場		1平方メートル	年額	70円	
養魚場又は養殖場		1平方メートル	年額	7円	
その他の工作物	公共空地	1平方メートル	年額	150円	
	水域	1平方メートル	年額	70円	

- 備考 1 この表に定めるもの以外のものは、この表に定めるもののうち類似するものにより査定し、この表に定めるものにより難しいものは、その都度知事が別に定める。
- 2 占用の面積又は延長で、1平方メートル若しくは1メートル未満であるもの又は1平方メートル若しくは1メートル未満の端数のあるものは、当該面積若しくは当該延長又は当該端数をそれぞれ1平方メートル又は1メートルとして計算する。
- 3 計算単位当たりの占用料の基準を年額で定めたもので、占有期間が1年未満のもの又は占有期間に1年未満の端数のあるものは、月割計算によるものとする。この場合における期間の計算は、民法第143条の規定によるものとし、1月未満の端数のあるものは、当該端数を1月として計算する。
- 4 1件の許可又は認定に係る占用料の合計額が100円未満の場合は、100円とする。
- 5 1件の許可又は認定に係る占用料の合計額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を10円に切り上げる。

2 法第39条第1項の許可及び法第43条第1項の認定に係る土砂採取料

種別	計算単位	計算単位当たり の土砂採取料	摘要
土	1立方メートル	75円	
砂	1立方メートル	90円	
かき込み砂利	1立方メートル	90円	
砂利	1立方メートル	120円	
栗石（径15センチメートル以内のもの）	1立方メートル	90円	
玉石（径15センチメートルを超えるもの）	1立方メートル	90円	
転石（控え30センチメートル以内のもの）	1個	20円	
転石（控え40センチメートル以内のもの）	1個	30円	
転石（控え60センチメートル以内のもの）	1個	45円	
転石（控え60センチメートルを超えるもの）	1個	60円	
特殊石	1立方メートル	3,000円	

備考 この表による土砂採取料の計算に当たっては、1の表の備考（備考3を除く。）を準用する。

別表第3（第20条関係）

漁港名	漁港施設名
宇佐漁港	第8条第1項第1号の規定により知事が指定する施設のうち 係留施設及び船舶保管施設
田ノ浦漁港	製氷貯氷施設